

よくある質問（事務事業編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
背景に関すること	質問1	ISO14001を認証取得済みですが、新たに実行計画を策定することが必要ですか。	ISO14001が地球温暖化対策推進法で義務付けられている事務事業編そのものとはなりません。認証取得済みのISO14001の内容をベースに実行計画を策定してください。 事務事業編の策定・改定体制の構築にあたっては、既存組織やマネジメントシステム等を極力活用することにより、二重体制を回避し、職員の負担を軽減するとともに効率的な運用を目指すことが可能です。	2010年2月22日	2020年2月7日
計画の基本的事項（目的、目標年度、対象ガス）に関すること	質問1	環境基本計画の作成がまだですが、実行計画を先に策定してもよいですか。	環境基本計画がなくても、実行計画を単体で策定することができます。	2011年3月28日	2020年2月7日
	質問2	これから実行計画を策定する場合、対象期間はどのように設定すればよいですか。	事務事業編の計画期間は、「地球温暖化対策計画」に即して原則として2030年度末までとします。目標年度（2030年度）に至る計画期間内において、事務事業編が対象とする公共施設や科学技術の進展など、内外の関係する動向は変化していくことが見込まれますので、事務事業編を一定期間ごとに見直すことが望まれます。この「一定期間」については、各地方公共団体の実情に応じて決定できますが、いわゆる総合計画などの策定期等との連携を鑑みると、5年程度が適切と考えられます。	2010年2月22日	2020年2月7日
	質問3	事務事業編の基準年度は、2013年度以外に設定してもよいですか。	事務事業編の基準年度については、国の地球温暖化対策計画において、2013年度を基準年度としていることから、特段の理由がなければ2013年度とすることが推奨されています。 ただし、初めて事務事業編を策定する地方公共団体で、これまで「温室効果ガス総排出量」の算定データの蓄積がない場合などは、把握可能な直近の年度を基準年度に設定することも可能です。	2021年10月1日	—
	質問4	事務事業編の改定にあたって、他計画との計画期間を揃えるため、計画期間を1年延長してもよいですか。	区域施策編や環境基本計画等の他計画との計画期間を揃えることを目的に、事務事業編の計画期間を延長することは問題ありません。 「実行計画の見直し時期までの一定期間」については、各地方公共団体の実情に応じて決定することができます。	2021年10月1日	—
	質問5	事務事業編の改定にあたって、算定対象を増やそうとしたところ、基準年度からのデータが揃いません。どのように対応するべきでしょうか。	「温室効果ガス総排出量」の算定データの蓄積がない場合などは、改定に当たり、基準年度が変更になった旨を計画に明記し、把握可能な直近の年度を基準年度に設定することが可能です。	2021年10月1日	—
計画の基本的事項（対象範囲）に関すること	質問1	職員がそこで活動していない公園や道路照明は対象施設から除いて問題ないですか。	事務事業編は、地方公共団体の事務及び事業全般が対象となります。職員その場での活動がなくとも、対象範囲からは除かれませんが、 なお、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（旧：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）」では街路灯などの屋外照明について、電気事業者との契約種別が定額制（「定額電灯」等）で電気使用量によらず電気料金が定額である契約については、電気使用量が請求書等に明記されていないため、推計により把握する方法が記載されています。	2011年3月28日	2021年8月31日
	質問2	複数施設を有する場合、まずは庁舎のみを対象に策定し、順次拡大するという方法でもよいですか。	事務事業編の対象は、地方公共団体の事務及び事業全般です。一部の施設に限定しなければ「温室効果ガス総排出量」を算定できないやむを得ない事情がある場合は、算定対象を段階的に拡大することが考えられます。その場合、「温室効果ガス総排出量」を経年的に比較できないことに御留意ください。	2010年2月22日	2021年3月15日
	質問3	対象とする事務・事業の範囲に変更が生じた場合は、「温室効果ガス総排出量」の把握はどうすればよいですか。	対象施設等に変更があった場合は、変更を踏まえた「温室効果ガス総排出量」と、経年での評価が可能な範囲の温室効果ガスの排出量の2種類を、把握することを推奨します。	2010年2月22日	2021年3月15日
	質問4	必要性・安全性の観点から削減対策が困難な箇所は対象外としてよいですか。	排出量の算定対象は、地方公共団体の事務及び事業全般と定められているため、その規定に従う必要があります。一方で、削減対策は「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」を参考にさせていただき、可能な範囲で措置を御検討ください。	2010年2月22日	2021年3月15日
	質問5	ごみ焼却を一部事務組合や他の市町村に委託していますが、排出量をどう計算すればよいですか。	ごみの焼却を一部事務組合や他の市町村に委託している場合は算定対象外となります。ただし、一般廃棄物の収集を市町村で行い、焼却は一部事務組合で行っている場合は、収集は市町村の対象、焼却は一部事務組合の対象となります。	2010年2月22日	2020年2月7日
	質問6	他の市町村で発生したごみを受け入れて焼却していますが、排出量をどう計算すればよいですか。	事務事業編では、他市町村を含めたごみ焼却が排出量算定の対象となります。 なお、区域施策編では、他市町村を除いたごみ焼却が排出量算定の対象となります。	2021年8月31日	—
	質問7	指定管理者制度の施設は実行計画の対象から除外してよいですか。	「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、「温室効果ガスの排出量」を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲です。これに該当する場合は、指定管理者に施設運営を委託していても、対象となります。	2010年2月22日	2021年3月15日
	質問8	委託業務は実行計画の対象から除外してよいですか。	委託業務は、事務事業編の対象範囲とし、受託者等に対し可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請するものとします。また、「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、「温室効果ガスの排出量」を自ら管理できる範囲、エネルギー管理権限を有する範囲（車両・屋外照明・信号機を含む）です。	2021年8月31日	—
	質問9	公園灯や街路灯は対象から除外してよいですか。	市町村が管理する公園灯、街路灯、道路照明等は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象となります。	2021年8月31日	—
	質問10	学校で使用している機器について、「家庭用機器」に該当しますか。	家庭用機器とは、こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具のことです。 その他、給湯、家庭科室のこんろ、理科室のガスバーナーについても、家庭用機器として算定しても問題ありません。	2021年10月1日	—

よくある質問（事務事業編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
	質問 1 1	事務事業編には、「吸収作用の保全及び強化のための措置」について、記載する必要がありますか。	地球温暖化対策推進法では、都道府県及び市町村は事務・事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、地球温暖化対策計画において、「事務事業編の対象範囲は全ての行政事務を対象とする。」とされているため、「吸収作用の保全及び強化のための措置」の内容について、実行計画に記載することになります。 措置の目標の設定については、地球温暖化対策の推進に関する法律及び地球温暖化対策計画では、定められていないため、必須ではありません。ただし、措置の目標設定（吸収量ではなく、スケジュールや植林木数等）を妨げるものではありません。	2021年10月1日	—
温室効果ガス総排出量の算定に関すること	質問 1	かんたん算定シートでは、自動車の走行に由来するメタンなどの排出量は算定可能ですか。	かんたん算定シートで算定できる対象ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素です。	2011年3月28日	2021年3月15日
	質問 2	各種係数の変更に伴い、計画を見直す必要がありますか。	計画を一から作り直す必要はありませんが、「温室効果ガス総排出量」は、最新の係数を反映して算定する必要があります。なお、経年比較を行うために、以前の係数で算定した温室効果ガスの排出量を併せて公表することが考えられます。	2010年2月22日	2021年3月15日
	質問 3	政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定に用いる電気事業者ごとの排出係数は、どこに公表されていますか。	「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」に掲載しています。 ■ 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトツール（事務事業編）> データ https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html	2021年10月1日	—
	質問 4	「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の公表時期を教えてください。	例年、「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の公表は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」の公表（平成30年度実績：令和2年1月7日公表、令和2年9月15日一部追加・更新）の後（平成30年度実績：令和2年3月31日）となります。 そのため、急ぎの場合は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」の基礎排出係数を用いて算定していただき、後に公表される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」を確認することが考えられます。	2021年10月1日	—
	質問 5	小売電気事業者から供給されて電気を使用している場合、供給を受けている事業者の排出係数を用いて温室効果ガス排出量を算定するべきですか。	地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数（現在は、「基礎排出係数」といいます。）を使用して、「温室効果ガス総排出量」の算定する必要があります。	2021年10月1日	—
	質問 6	電気の契約先が2社ある場合、それぞれの排出係数を使用して、温室効果ガス排出量を算定するべきですか。	契約されている電気事業者ごとに、それぞれの排出係数を用いて、温室効果ガス排出量を算定してください。	2021年10月1日	—
	質問 7	各燃料の排出係数は、変更されますか。	燃料の排出係数及び単位発熱量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条の改正に伴い変更となることがあります。	2021年10月1日	—
	質問 8	温室効果ガス排出量の算定に使用する係数が見直された場合、過去の実績を遡って算定しなおすべきですか。	既に算定・公表している過年度の「温室効果ガス総排出量」を遡って再算定する必要はありません。 改正された地球温暖化対策推進法施行令の施行日以後に算定・公表する排出量について、改正後の排出係数を適用してください。	2021年10月1日	—
	質問 9	総排出量算定支援システムの電気の係数は毎年変更されますか。	本システムは、現在掲載しておりません。「かんたん算定シート」又は「地方公共団体実行計画策定・管理支援システム（LAPSS）」への移行をお願いします。移行方法の詳細についてはお問合せください。	2010年2月22日	2020年2月7日
	質問 1 0	下水道における温室効果ガスの排出係数はどう設定すればよいですか。	地方公共団体実行計画においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（旧：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成29年3月））に基づく算定方法及び排出係数を用いていただくことを推奨いたしますが、以前から「下水道における地球温暖化対策マニュアル（平成28年3月）」により算定されている場合は、継続性の観点からそちらを用いても問題ありません。	2021年8月31日	—
	質問 1 1	浄化槽の処理対象人員はどう設定すればよいですか。	浄化槽の処理対象人員とは、算定対象となる浄化槽を通常利用している人数を指します。利用者数を把握できない場合は、年間の1日当たり平均利用者数を推測する、人槽数を処理対象人員として計算する等の方法が考えられます。	2021年8月31日	—
	質問 1 2	農業集落排水施設の活動量はどう設定すればよいですか。	農業集落排水施設は、「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽です。このため、浄化槽の処理対象人員と同様の方法で設定して下さい。	2021年8月31日	—
	質問 1 3	ごみ発電を行い売電をする場合、CO2排出量はどのように取り扱えばよいですか。	再生可能エネルギーを用いた発電事業による売電やクレジット化等の措置は、事務事業編における措置に含まれるものですが、「温室効果ガス総排出量」の算定の対象には含まれません。	2021年8月31日	—
	質問 1 4	ごみ堆肥化施設において生ごみをコンポスト化する際のメタン及び一酸化二窒素の排出量を算定するときに利用する係数はどう設定すればよいですか。	実測が困難である場合に利用する係数として、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2020年」のP7-19～7-21、「7.3.1コンポスト化」に、「コンポスト化で適用する排出係数」（P7-20）があります。	2021年8月31日	—
	質問 1 5	ガス機関又はガソリン機関とは具体的にどのようなものですか。	ガス機関（ガスエンジン）又はガソリン機関（ガソリンエンジン）とは、非常用発電機、コジェネレーションシステム等の自家発電施設等の可搬式でない内燃機関を指します。	2021年10月1日	—

よくある質問（事務事業編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
	質問 1 6	ごみ焼却で使用する都市ガス、学校給食の調理で使用する都市ガス、空調で使った都市ガス等、燃料（都市ガス）を使用すると、必ずCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oが排出されますか。	事務事業編の温室効果ガス総排出量の対象範囲は、「地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動」です。以下の内容で算定をお願いします。空調については、使用する機器により、算定方法が異なります。 策定・実施マニュアル（算定手法編） 3.4.1.4 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量（第1号二） 3.4.1.5 産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量（第1号ホ） 3.4.2.14 一般廃棄物の焼却に伴うメタンの排出量（第2号カ） 3.4.2.15 産業廃棄物の焼却に伴うメタンの排出量（第2号コ） 3.4.3.15 一般廃棄物の焼却に伴う一酸化二窒素の排出量（第3号ヨ） 3.4.3.16 産業廃棄物の焼却に伴う一酸化二窒素の排出量（第3号タ）	2021年10月1日	
	質問 1 7	液化石油ガス（LPG）及び、液化天然ガス（LNG）、都市ガスの燃料の単位換算方法を教えてください。	液化石油ガス（LPG）、都市ガスの燃料の単位換算方法は、マニュアル（算定手法編）に示されていますのでご確認ください。 液化天然ガス（LNG）の単位換算方法は、燃料供給事業者のHP等で確認することが考えられます。	2021年10月1日	
	質問 1 8	都市ガスの使用量を把握するために、取引しているガス局の納品書を確認したところ、「請求書上の想定温度」及び「請求書上の想定気圧」について記載されておりませんでした。 業者に確認しましたが計測していないとのことでした。 このような場合、どのように都市ガスの標準状態の体積を把握したらよいでしょうか。	策定・実施マニュアル（算定手法編）にあるとおり、「多くの地方公共団体が都市ガス供給を受ける際の一般的な条件と考えられる15℃、1.02気圧での表示の場合」であると想定して、請求書に記載された体積（m ³ ）に0.967を乗ずると標準状態の体積（Nm ³ ）に換算することが考えられます。	2021年10月1日	
	質問 1 9	温室効果ガス総排出量の算定する際、非化石証書やJクレジット等の措置は影響しますか。	再エネ電気やJクレジット等の措置は、温室効果ガス総排出量の算定対象に含まれません。	2021年8月31日	2021年10月1日
	質問 2 0	RE100の電気を調達した際の温室効果ガス排出量はどのようにすればよいですか。	小売電気事業者全体の排出係数よりも排出係数の低い特別な電力調達を実施し、RE100メニューを購入した場合においても、毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用する必要があります。	2021年8月31日	—
	質問 2 1	温室効果ガス総排出量の算定する際、自ら発電して使用した電気は、どのように算定しますか。	自ら発電して使用した電気は、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量としては算定しませんが、発電した際に排出された二酸化炭素の量は、燃料の使用等に伴う排出として算定します。	2021年10月1日	
	質問 2 2	他人がFIT売電している再エネ電気を使用する場合、温室効果ガス排出量を0とみなすことができますか。	他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気供給者ごとの電気の使用量に、「電気の供給者ごとの供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」をかけて算定します。 「電気の供給者ごとの供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」とは、毎年告示（改正）される、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号口の規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣にある、告示（平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号）に基づくものです。	2021年10月1日	
目標設定に関すること	質問 1	目標が達成できなかったときはどうなるのでしょうか。	地球温暖化対策の推進に関する法律において特に罰則があるわけではありません。同法では、実施状況の公表が義務付けられていますので、これを遵守することが必要です。	2020年2月7日	—
	質問 2	温室効果ガス総排出量の削減目標はどのように設定すればよいですか。	排出の多くが該当する「業務その他部門」は、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で約40%削減という目標が設定されています。そのため、事務事業編において、同様の目標を掲げることが考えられますが、団体の事務・事業の内容に沿った目標を設定することも考えられます。 具体的な削減目標の設定の進め方は地球温暖化対策計画等の目標水準を使う場合、削減ポテンシャルの積上げによる目標水準を検討する場合等が考えられます。削減目標の設定については「地方公共団体実行計画事務事業策定・実施マニュアル（本編）」の「4-3-2.温室効果ガス総排出量の削減目標の設定の進め方」を参照してください。	2010年2月22日	2021年3月15日
	質問 3	計画期間を延長する場合、「温室効果ガス総排出量」に関する数値的な目標を変更するべきですか。	計画期間を延長した場合、次の改定時に、「温室効果ガス総排出量」に関する数値的な目標等を見直しされると考えられるため、掘え置きにするか、変更するかは、今後の検討や比較が行いやすい方法を選択してください。	2021年10月1日	
その他	質問 1	計画の案を作成後は、パブリックコメント募集が必要ですか。	事務事業編のみの策定・改定である場合、パブリックコメントは義務付けられているわけではありません。 区域施策編は、同法第21条第6項に基づいて、策定前に住民その他利害関係者の意見を聞く必要があります。 そのため、事務事業編と区域施策編をあわせて策定する場合は、策定前に住民その他利害関係者の意見を聞く必要があります。	2011年3月28日	2021年3月15日
	質問 2	事務事業編の実施状況を公表する必要がありますか。また、どのように公表すればよいですか。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項に基づき、毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表することが義務付けられています。 具体的な公表の方法としては、地球温暖化対策推進法施行規則第4条において「その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うもの」とされています。	2021年8月31日	—
	質問 3	事務事業編を策定するにあたり、どこから手をつければよいですか。事務事業編のひな型や策定の手順を示したものがありますか。	「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版）」を御覧ください。また、簡易な事務事業編の「ひな型」（Word版）もご利用ください。	2021年8月31日	2021年10月1日
	質問 4	地方公共団体実行計画に記載すべき内容について、温対法以外に定められているものはありますか。	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項にあるとおり、地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定する必要があります。 環境省では、地方自治法に基づく地方公共団体への技術的助言として策定・実施マニュアル類を策定・公表しています。	2021年10月1日	—

よくある質問（事務事業編） 令和3年10月1日更新

分野	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
	質問 5	地方公共団体が所有、管理する森林について、吸収作用の保全及び強化のための措置として、「森林吸収源対策」と「都市緑化等の推進」を、事務事業編に必ず記載する必要がありますか。	地方公共団体が所有、管理している森林は、事務事業編の対象範囲に含まれます。 必ずしも記載が必要ではありませんが、「森林吸収源対策」及び「都市緑化等の推進」を記述いただくことが望ましいです。 所有・管理する森林関連業務を所管する部署に実施されている措置がないかをご確認いただき、事務事業編に記載することが考えられます。	2021年10月1日	—
	質問 6	温室効果ガス排出量の算定に使用する数値の小数点以下はどこまで採用すればよいですか。	マニュアル類では、有効桁数や四捨五入の取り扱いについて、明確な記載はありません 団体ごとに判断していただいて問題ありません。	2021年10月1日	—